

パブリック・コメントで提出された意見の内容と意見に対する市の考え方について（案）

1 パブリック・コメントの概要

案 件 名	第3次鳥栖市国際交流（多文化共生）基本方針（案）
意見募集期間	令和6年1月5日（金）～2月5日（月）
意見提出数	41件（3名）

2 意見の内容と市の考え方

番号	該当箇所	意見の要旨	市の考え方	計画への反映の有無
1	P1	第7次鳥栖市総合計画（鳥栖市の課題）の、「地域においては文化や習慣の違い等を背景とする様々な課題も顕在化してきており、国籍等を問わず人と人との互いに認め合い、尊敬し合う多文化共生の浸透がより重要視されるようになっていきます。」を記載する必要はないのでしょうか。また、「多文化共生推進事業」について記載する必要はないのでしょうか。	多文化共生については、第7次総合計画の記載に合わせて、P1の「1 策定の意義」の下から8行目において「また、同じ地域の住民として、異なる文化を理解し合い、お互いを尊重しながら、共生していくことが重要であり必要となっております。」を、「また、地域においては文化や習慣の違い等を背景とする様々な課題も顕在化してきており、国籍等を問わず人と人との互いに認め合い、尊敬し合う多文化共生の浸透がより重要視されるようになっていきます。」に変更します。なお、多文化共生推進事業については、P11の「基本方向2」に「多文化共生の地域づくりの推進」として本市で実施している多文化共生事業を詳しく記載しておりますので、この冒頭の部分はそのままとさせていただきます。	有
2	P1	第3次方針の期間は、「10年間」と記載されていますが、「第2次後期方針」のように、社会情勢の変化と時代のニーズに対応していくため、5年後に「第3次後期方針」として策定することはないのでしょうか。	10年間の計画とし、社会情勢等の変化に対応するため、5年後に中間見直しをする予定です。その旨下記のとおり追記します。 「ただし、方針期間中に生じる社会経済状況の変化や各施策の進捗状況に対応するため、方針期間5年目に中間見直しを行うこととします。」と追記いたします。	有
3	P2	図-1の説明として、「令和2年度・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限などで減少した。」と追記する必要はないのでしょうか。	ご意見を踏まえて、グラフの図-1に追記します。	有
4	P2	国における「特定技能2号」の拡充による増加が予想されるとありますが、図-3の「特定技能1号」と「特定技能2号」の割合はどのようになっているのでしょうか。	佐賀県国際課の統計資料では「特定技能1号」と「特定技能2号」を合算して「特定技能」として記載するようになっておりますので、その表記に合わせております。なお、令和5年1月1日時点で鳥栖市には「特定技能1号」のみしかおりません。「特定技能2号」はおりません。	無
5	P2・P3	図-1.2.3の出典資料を調べやすいように、「(資料：佐賀県)」を「(資料：佐賀県国際課調)」に変更してはどうでしょうか。	ご指摘のとおり、修正いたします。	有

番号	該当箇所	意見の要旨	市の考え方	計画への反映の有無
6	P3	図-3の在留資格「定住」を「定住者」に変更してはどうでしょうか。	ご指摘のとおり、修正いたします。合わせて、県の国際課調の記載に合わせて「日本人の配偶者」も「日本人の配偶者等」に修正いたします。	有
7	P3	(2) 鳥栖市に住む外国人の就労状況 「・・・5年前と比較すると約230人増加しています。」を「・・・5年前と比較すると約230人増加しており、 労働力の一端を担う ようにもなっています。」としてはどうでしょうか。	全国的にも外国人就労者の人口は近年急激に増加しており、増加の背景には少子高齢化による労働力不足があり、外国人が重要な労働力と今後ますます求められる傾向にあることは認識しております。そのため、左記の文章の下に増加の要因の説明として「人口減少などによる労働力不足」との説明文を入れさせていただいておりますので、表記はそのままとさせていただきます。	無
8	P3	(1) 国際性を育む地域づくりの推進 「また、友好交流都市との交流においては、・・・」を「また、友好交流都市(ドイツ国・ツァイツ市)との交流においては、・・・」としてはどうでしょうか。	後述のP10で施策の詳細を紹介するときに具体的名称を出していますので、ここでは簡潔な記載として他の記載と合わせて具体的名称等は出さない形に統一させていただきます。	無
9	P4	(2) 多文化共生の地域づくりの推進 佐賀県国際交流協会事業「生活相談における 多言語電話通訳 」を、「生活相談における 多言語通訳コールセンター 」に変更してはどうでしょうか。	ご指摘のとおり、修正いたします。	有
10	P4	「・・・で必要な日本語や生活のルール、風習などを学ぶ日本語教室『とすにほんごひろば～とりんす～』を開催しています。」に、「・・・で必要な日本語や生活のルール、文化、風習などを学ぶ日本語教室『とすにほんごひろば～とりんす～』を開催しています。」また、「 同教室では、外国人住民にとって情報を得る重要な媒体としてSNSでの情報発信も行っています。 」を追記してはどうでしょうか。	ご指摘のとおり「・・・で必要な日本語や生活のルール、文化、風習などを学ぶ日本語教室『とすにほんごひろば～とりんす～』」と追記します。 なお、「とすにほんごひろば～とりんす～」はあくまで生活に必要な日本語や生活のルール、文化、風習などを学ぶことが主な目的で、SNSは教室の活動や教室の次回の教室をお知らせする広報手段として主に使用しています。市の生活情報等の発信は主に市のホームページに「がいこくじんのかたへ」のボタンや、「やさしい日本語」や多言語の翻訳機能を付けて情報発信をしているため、ここでは「とすにほんごひろば～とりんす～」のSNSについての記載はしません。	有
11	P5	(5) 生活ルール等の周知 「地域において・・・十分であるとはいえないなど、習慣の違いや生活に・・・生じています。」に「地域において・・・十分であるとはいえないなど、 文化 や習慣の違いや生活に・・・生じています。」を追加してはどうでしょうか。	ご指摘のとおり、追記します。	有

番号	該当箇所	意見の要旨	市の考え方	計画への反映の有無
1 2	P7	1 目指すべき将来像 「・・・前の方針に続き『互いに理解し合い、暮らしやすいまち』を目指すべき将来像とし、実現に向けて取り組んでいきます。」に「・・・前の方針に続き『互いに理解し合い、暮らしやすいまち』を目指すべき将来像とし、 <u>多文化共生社会</u> の実現に向けて取り組んでいきます。」を追記してはどうでしょうか。	ご指摘のとおり、追記します。	有
1 3	P7	・基本方向1 国際性を育む地域づくりの推進 「教育・・・・・・・・国際性豊かな人づくりや交流事業などを展開し・・・・・・・・に取り組んでいきます。」に 「教育・・・・・・・・国際性豊かな人づくりや <u>友好交流都市</u> との交流事業などを展開し・・・・・・・・に取り組んでいきます。」を追加してはどうでしょうか。	ご指摘のとおり、追記します。	有
1 4	P7	基本方向2 多文化共生のまちづくりの推進 P-4 の「多文化共生の <u>地域づくり</u> の推進」から「多文化共生の <u>まちづくり</u> の推進」へ変更された理由は为什么呢うか。	ご指摘のとおり、「多文化共生の地域づくりの推進」に修正します。	有
1 5	P9・10	こどものころからの教育が必要であると思います。 ①誰もが世界の一員であること。 ②人間愛、他の人を大切に作る心を育てる。 ③「青年の船」とか、他の国を訪問したり、国際的な交流の機会を増やす。	当市では青少年期に国際性を身に着けるため友好交流都市ツァイツ市への「子ども交流事業」において市内の中高生の派遣事業をすでに実施しています。また、令和5年度に実施した交流事業では、鳥栖市立小中学校とドイツ国ツァイツ市の学校との間でそれぞれの児童生徒達が描いた絵の交換を行い、お互いの国の文化等を知ることによって、より深く外国の文化等に関心を持つきっかけになっているものと思います。今後もこのような国際交流の場を設け、国際化に対応できる子どもたちのための教育を推進してまいります。 なお、市以外の他団体が実施している国際交流事業等についても、市報等に掲載して、市民の方への情報提供に取り組んでおります。今後も青少年の国際性を育む国際交流の推進に取り組んでいきます。	無

番号	該当箇所	意見の要旨	市の考え方	計画への反映の有無
16	P10	<p>③ 国際協力活動の支援</p> <p>「市民に対する国際協力への啓発を行うとともに、青年海外協力隊やシニアボランティアなどの募集や活動の広報を支援します。」を</p> <p>「市民に対する国際協力への啓発を行うとともに、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する JICA ボランティア事業の青年海外協力隊やシニア海外ボランティアなどの募集や活動の広報を支援します。」に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえて、以下のとおり修正いたします。</p> <p>「市民に対する国際協力への啓発を行うとともに、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する JICA ボランティア事業の青年海外協力隊やシニア海外協力隊などの募集やシニア海外協力隊などの募集や活動の広報を支援します。」に変更します。</p>	有
17	P10	<p>・主な取組</p> <p>「◎JICA ボランティアなど市民が参加できるボランティア情報の提供」を「◎JICA ボランティア事業に関する情報提供や支援」に変更したらどうでしょうか。「市民が参加できる」とありますが、誰でも簡単に参加できるように読み取れます。</p> <p>実際は、募集・選考・訓練を経て参加(派遣)できます。</p>	<p>現在は主に JICA の募集の記事の掲載依頼は JICA が中心ですが、今後ボランティアで他団体からの情報掲載の可能性もあるため、「JICA ボランティア事業等市民が参加できるボランティア情報の提供」に変更します。</p> <p>なお、現在のところは、情報の提供の協力のみですので支援は記載しません。</p>	無
18	P11	<p>基本目標 1 外国人も暮らしやすい環境づくりの推進</p> <p>「外国人に対するアンケート調査では、災害情報の入手方法については、約半数の人が SNS やテレビ・ラジオ等のマスメディアを利用しており、役場のホームページと回答した人は約 1 割という結果でした。」とありますが、1月に発生した能登半島地震では電子媒体による情報収集が不可能となり、外国人への給水情報が届かず湧水を使用したと報道されていました。今回のように電子媒体による情報収集が不能となった場合の外国人への対応はどのようなのでしょうか。</p>	<p>SNS やマスメディアからの情報取得だけではなく、日頃から防災に対する知識を持つことが大事と考えております。</p> <p>そのため、市の出前講座に「防災」に関するメニューがあり、申込があれば市内の事業所や日本語学校等にも出向いて講座を実施します。また、日本語教室でも防災をテーマの一つとして防災マップの見方を学んだり、消防署見学に行ったりするなど、日頃から防災に対する知識の提供に努めております。さらに、地域で実施している防災訓練等にも参加していただくために、P13「①外国人住民の地域活動への参加支援」における「外国人住民の地域行事や活動への参加支援」の取組の中で推進しております。</p> <p>また、災害発生時の電子媒体以外の広報手段については、広報車、防災無線、防災ラジオ、広報紙等を活用して行うこととしております。</p> <p>広報を行う際は、「やさしい日本語」を用いるなど外国人の方々にも伝わるよう、わかりやすく正確な情報の提供に努めております。</p> <p>今後も防災の知識を日頃から身に付けていただき、災害発生時には適切な行動がとれるように、外国人に対する知識や情報の提供に努めていきます。</p>	無
19	P11	<p>① 「やさしい日本語」の普及と活用</p> <p>主な取組に、「◎市ホームページや広報紙を活用した『やさしい日本語』の普及」を新規追記してはどうか。</p>	ご指摘のとおり、追記します。	有

番号	該当箇所	意見の要旨	市の考え方	計画への反映の有無
20	P11	② 分かりやすい生活情報の提供 主な取組に、「◎市役所窓口(転入)でのウェルカムパッケージの配布」を新規追記してはどうでしょうか。	P12の「⑥ 生活ルール等の周知(※新規)」にも「やさしい日本語」で行政サービスや生活ルール等を記載した生活ガイドブックを作成し、外国人の転入時に転入手続きの窓口で配布」と言及されており重複するため、「多言語による情報提供」を「多言語や『やさしい日本語』による情報提供」に変更させていただき対応させていただきます。 なお、「ウェルカムパッケージ」は佐賀県が使用している、各自治体の窓口で配布している外国人向けの生活ガイドブックの総称となっています。本市の生活ガイドブックについては「ようこそ、鳥栖市へ」という名称で現在配布しております。	有
21	P12	③ 外国人からの相談に対応できる体制の充実 「市役所内の連携を図り、外国人住民・・・・・・対しては、民間交流団体や県国際交流協会などとの連携を図り、対応できる体制づくりに努めます。」を「市役所内の連携を図り、外国人住民・・・・・・対しては、民間交流団体や県国際交流協会(佐賀県多文化共生連絡協議会)などとの連携を図り、対応できる体制づくりに努めます。」に変更してはどうでしょうか。	「佐賀県多文化共生連絡会議」は佐賀県が主催して市の職員や佐賀県国際交流協会の職員が参加する会議で、「佐賀県国際交流協会」とは別のものになります。 「佐賀県多文化共生連絡協議会」とは、市町村の国際交流担当課職員も会議の参加者おしてその一員として参加する形態で、県内の各市町や団体の実施している多文化共生の施策等の情報交換等をする会議であり、「佐賀県国際交流協会」とは異なります。また、あくまで県内自治体の情報交換の場であり、「佐賀県国際交流協会」と異なり独立した外部機関として事業を独立して企画して実施する団体ではありません。 そのためここは元の記載とさせていただきます。	無
22	P12	・主な取組 「◎佐賀県国際交流協会事業『生活相談における多言語電話通訳』を活用した相談体制の充実」を「◎佐賀県国際交流協会事業『生活相談における多言語通訳コールセンター・医療相談における多言語通訳コールセンター』を活用した相談体制の充実」に変更してはどうでしょうか。	「◎佐賀県国際交流協会事業『生活相談における多言語通訳コールセンター』」を活用した相談体制の充実」に変更します。なお医療相談は市内の医療機関の窓口で使用しているもので、市の窓口では使用していないのでそちらについては記載いたしません。	有
23	P12	「語学ボランティア」とは「通訳ボランティア」のことでしょうか。また、④の「日本語ボランティア」とはどう違うのでしょうか。	「語学ボランティア」は自治体窓口や業務等で外国語での対応が必要な業務が生じた場合、外国語で通訳や翻訳をするボランティアです。「日本語ボランティア」は、鳥栖の実施している「とすにほんごひろば～とりんす～」の教室内で、外国人学習者に対して「やさしい日本語」を用いて教室の運営の補助を行うボランティアのことです。	無
24	P12	④ 日本語教育によるコミュニケーションの支援に、「日本で生活する上で必要なルール」とありますが、⑥ <u>生活ルール等</u> の周知(※新規)とどのように違うのでしょうか。 主な取組としてどちらにも、◎日本語教室「とすにほんごひろば～とりんす～」が挙げられています。	「日本で生活する上で必要なルール」を要約したものが「生活ルール」になり同じ意味です。日本語教室では日本人の「日本語ボランティア」と外国人が参加し、生活に役立つ日本語、お互いの文化や風習など様々なテーマで相互に交流しながら学び合う教室です。テーマは多岐に及びますが、そのテーマの中に自転車の乗り方やごみの出し方など生活ルールも学んでいます。	無

番号	該当箇所	意見の要旨	市の考え方	計画への反映の有無
25	P12	<p>⑤ 防災・災害対応について学ぶ機会の提供 主な取組に、 「◎市ホームページ『がいこくじんのかたへ』での周知」を新規追記してはどうでしょうか。 「◎佐賀県国際交流協会が作成した、『災害対応ガイドブック・水害対策ガイドブック』の活用」を新規追記してはどうでしょうか。 「◎県内に大規模災害が発生した場合に佐賀県国際交流協会が設置する、『佐賀県災害多言語支援センター』との連携強化」を新規追記してはどうでしょうか。</p>	<p>外国人に対する災害時の情報提供の取り組みについては、市のホームページに「やさしい日本語」の翻訳機能を付けています。そのため、市が災害時にホームページ上で緊急の情報を発信した場合は、そこからも「やさしい日本語」に変換して情報を得ることができるようになっています。</p> <p>また、鳥栖市の日本語教室の SNS では、災害時に市のホームページで出した上記の情報の URL をリンクとして貼り付けて活用したり、佐賀県国際交流協会の SNS の災害情報の記事や国際交流協会は立ち上げた「佐賀県災害多言語支援センター」の連絡先を掲載したりして、情報の提供の周知に努めています。</p> <p>佐賀県国際交流協会のガイドブックについては、佐賀県の事業であり、市の日本語教室等で紹介はしますが、「活用」はしていません。また、佐賀県災害多言語支援センターに関しては支援センター窓口を紹介する「情報の提供」を行っておりません。「連携強化」はしていません。</p>	無
26	P12	<p>⑥ 生活ルール等の周知（※新規） 主な取組 「◎交通安全やごみの出し方などの・・・出前講座の開催」を「◎交通ルールやごみの出し方などの・・・出前講座の開催」に変更してはどうでしょうか。</p>	<p>「交通ルール」は警察の管轄であり、維持管理課では「交通安全」について啓発を行っているため、「交通安全」の記載のままとします。</p>	無
27	P12	<p>「◎『やさしい日本語』で行政サービスや生活ルール等を記載した生活ガイドブックを作成し、外国人の転入時に転入手続きの窓口で配布」を「◎『やさしい日本語』で行政サービスや生活ルール等を記載したウェルカムパッケージを、外国人の転入時に転入手続きの窓口で配布」に変更してはどうでしょうか。</p>	<p>P11 の No.21 の回答と重複しますが、佐賀県が各自治体の窓口で発行する外国人向け生活ガイドブックを総称して「ウェルカムパッケージ」と呼んでいます。本市では実施の情報提供の取り組みの一つとして、「ようこそ、鳥栖市へ」という「やさしい日本語」で記載した外国人向けの生活ガイドブックを作成し、市民課窓口で転入時に配布しています。そのためここではそのままにさせていただきます。</p>	無
28	P13	<p>⑦ 子育て・教育における支援（※新規） ・「外国にルーツがある保護者の子育て制度に対する理解促進に取り組みます。」の「外国にルーツがある保護者の子育て制度」とはどのような制度でしょうか。 「子ども・子育て支援新制度」のことでしょうか。</p>	<p>文言を訂正します。「外国にルーツがある保護者に対する子育て制度の理解促進」と変更します。</p>	有

番号	該当箇所	意見の要旨	市の考え方	計画への反映の有無
29	P13	日本語が話せない外国籍のこどもは、小学校だと支援教室に通っていると聞いている。 ①日本語以外の理科や社会などのサポートができる状態になってほしい。 ②こどもや遠方まで行けない方にはもう少し近い場所（各地域）に、気軽に相談できる場所や人がいるといいと思う。 ③塾等と連携してもよいと思う。	日本語の指導を必要とする帰国・外国人児童生徒への対応につきましては、日本語指導教員及び日本語指導非常勤講師が、週に1時間～数時間、別室でその子に応じた日本語を指導しております。 ご指摘の理科や社会も含めた教科等の指導につきましては、担任教諭や友達の支援を受けながら対応しております。日本語の指導を週に1時間～数時間行うことにより、少しずつ日本語に慣れ、先生や友達とのコミュニケーション力は向上していると認識しています。また、日本語の指導が必要なお子様に対しまして、最も過ごす時間が長く様々な対応が必要な学校現場として対応できることを引き続き進めてまいりたいと思います。 なお、現状につきましては、塾等との連携は考えておりません。	無
30	P13	「・・・県など関係機関と連携しながら、児童生徒や受け入れる学校に対しての情報提供やサポートに取り組みます。」とありますが、主な取組には関係機関と連携の記載がありません。「◎国際交流協会の、『子ども日本語学習支援サポーター』・『子ども通訳・メンタルサポーター』派遣事業に対する支援、帰国子女等対応非常勤講師の配置」を新規追記してはどうでしょうか。また、「・・・児童生徒や受け入れる・・・」に「・・・ <u>保護者</u> ・児童生徒や受け入れる・・・」を追記してはどうでしょうか。	ご指摘のとおり、帰国子女等対応非常勤講師につきましては、県教育委員会を通してすでに配置しております。また、子ども日本語学習支援サポーターに関しましては活用する場合がございますし、子ども通訳・メンタルサポーターにつきましても必要に応じて活用していますことから、下記のとおり修正させていただきます。 「外国にルーツがある保護者、児童生徒、受け入れる学校に対しての情報提供やサポート」を「 <u>県等の関係機関との連携</u> による外国にルーツがある保護者・児童生徒、受け入れる学校に対しての情報提供やサポート」に変更します。	有
31	P13	国際交流協会では、教師や友達とのコミュニケーションを円滑にしたり、学校生活の中で必要な日本語を理解したりするために、多言語翻訳機器の貸出を実施しています。この貸出を、主な取組に「◎ <u>多言語翻訳機器の活用支援</u> 」として新規追記してはどうでしょうか。	県教育委員会教育振興課を通して、通訳機（ポケトーク）を活用した支援を実施しておりますことから、下記のとおり修正いたします。 「外国にルーツがある保護者、児童生徒、受け入れる学校に対しての情報提供やサポート」を「 <u>県等の関係機関との連携</u> による外国にルーツがある保護者・児童生徒、受け入れる学校に対しての情報提供やサポート」に変更します。	有
32	P13	主な取組 「◎外国にルーツがある <u>や</u> 保護者や児童生徒、受け入れる学・・・・・・供やサポート」の「や」を削除する。	ご指摘のとおり、修正いたします。	有

番号	該当箇所	意見の要旨	市の考え方	計画への反映の有無
33	P13	<p>【主要施策】</p> <p>「外国人住民の地域活動への参加支援」において、「外国人住民に対し、・・・・・・・・外国人住民が地域の一員として暮らすことができるよう支援します。」に「外国人住民に対し、・・・・・・・・外国人住民が地域の一員として暮らすことができるよう日本語学校などの関係機関に向けて多言語ややさしい日本語を活用し地域情報を分かりやすく提供支援します。」を追記してはどうでしょうか。</p>	外国人住民を支援する際には、市関係各課によって支援する内容や方法は異なり、必ずしも情報提供だけではなく、またその対象も必ず日本語学校に対してされる場合や多言語で行われる場合だけではないので、ここではこの記載のままさせていただきます。	無
34	P13	<p>主な取組に「◎日本語教室『とすにほんごひろば〜とりんす〜』での地域情報の提供」を新規追記してはどうでしょうか。</p>	<p>日本語教室では時節に応じたテーマで実施しており、テーマによっては地域行事に参加したりしますが、日本語教室の主な役割は日本語教育であり、地域行事の参加や情報提供を主な目的として行っているわけではないので、ここではそのままさせていただきます。</p> <p>また、情報提供の手段については、すでにP11に「②分かりやすい生活情報の提供」で「多言語による情報提供」、P12に「③外国人からの相談に対応できる体制の充実」に「市ホームページ『がいこくじんのかたへ』や市SNSでの周知」を記載しておりますので、記載はこのままさせていただきます。</p>	無
35	P14	<p>② 多文化理解に関する啓発活動の推進</p> <p>「また、県国際交流協会と連携し、多文化理解に関するセミナーや多文化理解に関する出前講座を創設するなど、啓発活動に取り組みます。」とありますが、学校教育での多文化共生教育の推進については取り組んでいるのでしょうか。</p>	<p>中学校の教科「日本語」において、和装と洋装の違いや、日本の民家と欧米の住宅の違い等について学習しており、様々な文化の良さや違いを認識するなど、外国の文化や風習等を学ぶという多文化共生教育を進めております。</p>	無
36	P14	<p>主な取組</p> <p>「◎県国際交流協会と連携した事業の実施」に「◎県国際交流協会(さが多文化共生センター)と連携した事業の実施」を追記してはどうでしょうか。</p>	<p>「さが多文化共生センター」の運営は佐賀県国際交流協会ですので、名称は「佐賀県国際交流協会」のみに統一させていただきます。</p>	無
37	P14	<p>③ 外国人住民との交流機会の創出</p> <p>主な取組に「◎『がいこくじんのかたへ』の国際交流イベント情報による情報提供」を新規追記してはどうでしょうか。</p>	<p>情報提供の手段については、すでにP11に「②分かりやすい生活情報の提供」で「多言語による情報提供」、P12に「③外国人からの相談に対応できる体制の充実」に「市ホームページ『がいこくじんのかたへ』や市SNSでの周知」を記載しており、ここではあくまで「外国人との交流機会の創出」で、市が主にしている実施している交流イベントは「こくさいカフェ」なので、記載はこのままさせていただきます。</p>	無

番号	該当箇所	意見の要旨	市の考え方	計画への反映の有無
38	P15	<p>1 推進体制の整備</p> <p>「(1)国際交流や多文化共生に関わる・・・・・・・・・・県や県国際交流協会などの関係機関と連携し、施策の推進を図ります。」に「(1)国際交流や多文化共生に関わる・・・・・・・・・・県や県国際交流協会・県多文化共生連絡協議会などの関係機関と連携し、施策の推進を図ります。」を追記してはどうでしょうか。</p>	<p>佐賀県多文化共生連絡協議会は、市もその一員として参加している情報交換のための連携会議です。県が主催し県・市の担当職員と国際交流協会の職員が参加する会議であり、独立した外部機関として予算を持ち独自の事業を行う機関ではないのでここでは記載しません。</p>	無
39	全体	<p>資料編として、用語の解説(用語集)を作成できないでしょうか。</p>	<p>用語の解説は、この方針の中で専門用語としての特殊な用語はなく、主に一般的な言葉を使用しているため、資料編として用語集は特に作成は考えておりません。その中で一般の方がわかりにくい用語のみ解説という形で個別に対応させていただいております。</p>	無
40	全体	<p>「外国人」という言葉のイメージがよくないように思います。別名（もっと感じの良い）は？</p>	<p>「外国籍住民」、「外国にルーツがある人」など様々な表現方法がありますが、国の「多文化共生推進プラン」や佐賀県の「さが多文化共生アクションプラン」においても、「外国人」という文言は使われているため、公文書で使用される文言であり、差別用語に当たらないと判断しましたので、ここでは日本国籍以外を持つ人の一般的総称として「外国人」を使用しています。また、P13では「外国にルーツがある保護者」など、事業の内容によって対象となる人を表現する言葉として、「外国人」以外の表現も使用しています。</p>	無
41	全体	<p>「日本語教育推進法・日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」との関連性（法的位置づけ）はあるのでしょうか。</p> <p>「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」では、「基本方針の見直しをおおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。」と記載されています。</p>	<p>国の「日本語教育の基本方針」では、地方公共団体の責務として、「地域の状況に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する」ようになっています。本市では本方針の中に日本語教育の施策については、方針の「基本目標1 外国人も暮らしやすい環境づくりの推進」の中で、P12に「④日本語教育によるコミュニケーションの支援」として、日本語教育に関する施策として盛り込んでいます。</p> <p>また、前述のとおり、本方針は5年間で中間見直しを行います。</p>	無